

国立大学法人岩手大学懲戒審査委員会規則

平成19年12月25日 制定
令和5年3月29日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学における全学委員会に関する規則第2条の規定に基づき、国立大学法人岩手大学懲戒審査委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。
一 職員の懲戒処分等の必要性についての審査に関すること。
二 職員の懲戒処分の量定案に関すること。
三 退職をした職員に係る退職手当の支給制限等の処分に関すること。
四 その他委員会が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。
一 労務を担当する理事又は副学長
二 学部長
三 研究科長
四 教育研究施設等の長のうち学長が指名する者 1名
五 法人運営部長
六 労働者の過半数を代表する者 1名
七 学外の有識者 2名以内
八 その他学長が必要と認めた者
2 委員会は、審査事案ごとに専門委員を加えることができる。
3 前項の専門委員には、審査事案に該当する事業場における労働者の過半数を代表する者(第1項第6号の者を除く。)を含むことができる。

(任期)

第4条 前条第1項第7号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号に掲げる者をもって充てる。
2 委員長は委員会を招集し、議長となる。
3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員(第3条第2項の専門委員を含む。以下同じ。)の3分の2以上の出席をもって成立する。
2 委員会の議事は、出席した委員の4分の3以上の賛成をもって決する。

(調査委員会)

第7条 委員会に、必要に応じ調査委員会を置くことができる。
2 前項の調査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第 9 条 委員会委員及び調査委員会委員は、関係者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、調査及び審査の過程において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第 10 条 委員会の庶務は、人事課において処理する。

(雑則)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 19 年 12 月 25 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 6 月 18 日から施行し、平成 20 年 6 月 5 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 21 年 6 月 18 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 7 月 22 日から施行し、平成 23 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。